

やすらぎの村便り

介護保険の使い方

「まずは気軽ににご相談を」

日本の高齢化率は30%に近い数字となり、介護は非常に身近な問題となってきました。2000年から始まった介護保険制度は、在宅や施設において、さまざまなサービスを、1割(所得に応じて2割の負担)で利用でき、介護家族の負担軽減や高齢者本人の自立した暮らしを支えています。では実際に介護保険サービスを利用するには、どうしたらいいのでしょうか。

介護を苦しいものにしてしまう最大の要因は、1人で問題を抱え

込んでしまうことです。まずは困りごとを整理し、相談をしましょう。

公的な相談先としては、地域包括支援センターや役所の担当部署(介護保険課、高齢介護課など)があります。またご近所に介護サービスを提供する事業所がある場合は気軽に相談してみるのもいいでしょう。ケアマネジャーがいる

居宅介護支援事業所では相談から介護保険の認定調査の代行申請をしてくれるところもあります。そこから多様なサービスから自分のニーズに合ったものを選択するアドバイスを受けることができます。

大きく分けて、在宅系のサービスと施設系のサービスに

分類されますが、圧倒的に利用者が多いのは住み慣れた自宅での生活を実現するための在宅系のサービスです。また最近では「通い」「訪問」「泊まり」が一体になった「小規

模多機能型居宅介護」や、看護や介護が一体の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という地域に密着したサービスもあります。

富田林市向陽台にあるキタバ薬局の2階にやすらぎの村の営業所があります。ケアマネジャーや福祉用具の専門相談員、介護福祉士がいつでも相談できる体制となっております。福祉用具等の展示販売もしております。どんな相談でも構いませんので、お気軽にお立ち寄りください。

介護事業部長

玉置智宏

